

【FD 報告】

論文の「本論」部をどのように構築するか

— LEC 会計大学院における租税法修士論文の場合 —

春日 潤一

1. はじめに

本大学院の租税法修士論文研究指導は、2年間の標準修了年限を4期⁽¹⁾に分けて各期の到達目標を厳密に設定してその目標を期ごとに達成することを求める「マイルストーン管理」、論文の主査となる税法専門教員に加え、論文構成指導担当教員、アカデミック・ライティング指導担当教員という3人の教員によるチーム・ティーチングを特色としている⁽²⁾。

筆者は、そうした本大学院の修士論文研究指導にあって、論文構成指導を担当している。この構成指導担当教員の主たる役割は、院生が序論から結論に至るまで首尾一貫した論理構成をもつ論文を書き上げられるようサポートすることである。そのため、毎週の研究指導に先立って、その週の担当分の院生が提出した論文ドラフトをチェックし、主に構成的な観点から事前にコメントや添削を個別にフィードバックした上で対面での指導を行なっている。

本大学院では、修士論文フォーマットの標準化を進め、序論部と結論部については、その形式から指導方法論に至るまで、これまでの実践の蓄積により、相当程度の洗練がなされているといえる。これに対して、租税法は門外漢である筆者がこれまで試行錯誤してきたのが、論文の大部分を占める本論部分の構成をどのように指導するのかという点である⁽³⁾。もっとも、この本論部が実質的には研究そのものに当たるわけであり、論文構成がうまくいくか否かは何よりも院生本人の研究の進展に依存するのは論を俟たない。ただ、本論部の執筆につまずき、標準修了年限を超えてしまうケースも稀とは言いがたいため、この本論部構成の方法論の確立が求められている。

本論部構築の一般的な方法論については、いくつか参考になる書籍が出版されている。例えば、

『レポートの組み立て方』(木下是雄、ちくま学芸文庫、1994)、『新版 論文の教室-レポートから卒論まで』(戸田山和久、NHK出版、2012)、『文章の設計図を用いた「読ませる」小論文の作成技法』(小田中章浩、丸善、2002)などがあげられる。筆者は、これらの参考書を読めば本論部の構成方法をかなり把握できると考えるが、それらを踏まえて「では本大学院での租税法修士論文執筆にあたってはどのように考えるべきか」ということが院生の切実な関心であると思われる。

以上のような問題意識から、本稿では、論理的に首尾一貫した本論部を構築していくためにはどのように考えていけばよいのか、本大学院における租税法修士論文指導で院生と試行錯誤し、他の教員との議論を繰り返す過程で筆者が形成してきた考え方をまとめる。

2. 「本論」部を構成する基本要素

学術論文における「本論」部は、序論において提起した問題(リサーチ・クエスチョン)からその論文の結論にどのように至るのか、その思考プロセスを整理して読者に示し、結論がいかに妥当かを読者に説得するための部分である。いいかえれば、本論部では、序論におけるリサーチ・クエスチョンから結論部における結論に至るまでのストーリーを語る必要がある。当然のことながら、このストーリーは、途中で話の断絶や矛盾があってはならず、序論から結論に至るまで首尾一貫した論の展開をしなければならない。これまで学術論文はおろか、まとまった分量の文章を執筆した経験がほとんどないまま本大学院に入学した院生にとっては、文章を何ページも書き継いでいくだけでも大きな困難を伴う。

では、どうすればよいのか。本論部を構成する

にあたっての第一歩は、どのような要素を何のために本論部に盛り込めばよいのかを理解することである。本大学院における租税法修士論文の場合、大まかにいって以下の要素が何らかの形で含まれている必要があると思われる⁽⁴⁾。

- 【Ⅰ】論文の対象となる制度等の概要と沿革（概要・沿革）
- 【Ⅱ】論文のテーマに関連する先行研究の整理（先行研究の整理）
- 【Ⅲ】実質的分析・検討（論点の検討）
- 【Ⅳ】分析結果の総合と結論の導出

以下、各構成要素とその役割を確認する。

2-1. 【Ⅰ】概要・沿革

まず、対象となる条文や制度の概要を説明しなければ、話は始まらない。したがって、本論部の冒頭では、論文の対象となる条文や関連規定、関連通達などを、必要な範囲で体系的に整理して概説することが求められる。また、その制度なり規定なりがどのような歴史的経緯を経て現行制度に至ったのか、その成り立ちを知ることによって、その立法趣旨がみえてくることがある。自らの論文の「リサーチ・クエスチョン」に対する結論を導く材料として必要であれば、制度の歴史的変遷（沿革）をまとめることは有益であろう。

筆者が新入生向けの講義でよく使用する「パソコン（PC）を購入する場合」の喩えを使うと、次のように説明できるだろう。すなわち、この段階は、PCに関する基礎知識を確認する段階といえる。というのは、PCといってもいくつものメーカーから多種多様な機種が発売されており、そのなかから自らに最適な一台を選ばなければならない。そのためには、さまざまな観点からの検討が必要である。だが、検討をするといっても、CPU やメモリ、HDD や SSD といった基本的な部品とその機能といった PC に関する基礎知識がなければ、適切な検討はできないだろう。

論文においても、読者との共通の土台を確認するためにも、自らが取り上げる条文や制度に関する基礎知識を整理しておく必要がある。また、よりプラクティカルに言えば、税理士を目指して執筆する租税法修士論文の場合、自らの論文対象となる制度・条文を自らが理解していることを示す

のは、税理士としての確かな素養を示すことにもなるだろう。

2-2. 【Ⅱ】先行研究の整理

対象となる条文や制度の基礎的事項を押さえた後、ようやく実質的な内容に入ることができる。そこで最初に行うべきことは、自分が取りあげるテーマについて、これまでどのような研究がなされてきたのかを自分の論文の「リサーチ・クエスチョン」に沿うように整理することである。なぜなら、基本的に研究という営みは、先人が行なってきた研究成果をできる限り踏まえた上で、それに自分がどれほどの上積みができるかの勝負だからである。

もちろん、修士論文という段階ではオリジナリティはそれほど必須のこととはいえないが、それでも過去の研究を確実に押さえていることを示すことは必須である。過去の先行研究を踏まえずに自分の思いつきの結論を主張しても、それはすでに誰かが言っていることである場合がほとんどである。そのことに自覚的でないまま、さも自分の独自の結論であるかのように主張することは、自らの不勉強を露呈することに他ならない。

さらに、もう一つの観点から言えば、この先行研究の整理という段階は、自らの「リサーチ・クエスチョン」に対する回答を導き出すための道筋を分析することでもある。修士論文の目的となるようなテーマは、いきなり素手でそれに直接答えようと思っても到底明確な答えを出せるようなものではない（だからこそ、修士論文でそれに取り組もうとしているわけである）。

この「先行研究の整理」という段階を前述の「PCを購入する場合」の例にあてはめてみる。自分の買うべき PC を失敗しないように選ぶとすれば、やみくもに自分の直感で決めるのではなく、複数のメーカーからカタログを取り寄せてみたり、専門家のレビューをウェブサイトや専門誌で確認したりするだろう。粗っぽく言えば、先行研究の整理とはこの段階に該当すると言える。そのなかで、CPU の能力、メモリや HDD/SSD の容量、本体の重量、価格、キーボードの使いやすさ、デザインといった、自分に最適な選択をするために注目すべきポイント（すなわち論点）をピックアップすることになる。その上で、専門家によるレビュー記事を確認するなどして、各論点についてどのよ

うな評価がなされているのか情報収集するだろう。

では、どのようにその道筋を分析すればよいのだろうか。これは大きく分けて3つのステップに分けることができる。

第一に、リサーチ・クエスチョンに答えを出すために検討しなければならないより小さな「論点」を見出すことである。具体的には、自らと同じテーマに関する先行研究を渉猟することによって、多くの研究者が論じているポイントをつかむことである。なぜなら、研究者たちは、そのテーマに答えを出す上で避けて通れないポイントであるからこそ、そのポイントについて論じているはずだからである。まずは、広く先行研究を読み込んで、このポイント（これを「論点」という）を抽出することが最初のステップである。

第二に、抽出した論点について、研究者の間ではどのような見解があるのか分類することである。例えば、ある条文の文言をどのように解釈するのかが論点の一つであるとすれば、研究者の解釈には何通りあるのか、それぞれの見解を比較して分類することである。これによって、論点ごとに自分が選択すべき選択肢を見出すことができる

（無論、既存の解釈のどれでもない独自の解釈を提案することも可能性としてはあるかもしれないが、いずれにしてもそれが独自なのかどうかは既存の解釈を整理しておかなければわからない）。

最後に、各論点についての研究者の見解の分類ができたら、それぞれの見解がどのような論理で成立しているのかを分析することである。これは、最終的に自らが採るべき見解を見出すために各見解の妥当性を吟味する上で不可欠である。

2-3. 【Ⅲ】 論点の検討

「先行研究の整理」によって自らのリサーチ・クエスチョンに答えるために取り組まなければならない論点を抽出し、それぞれの論点についての研究者の見解とその論理を整理したら、ここからは、自らの結論に到達するための検討プロセスに入る。

そこで考えなければならないことは、「各論点についての研究者の見解のうち、どの見解が妥当なのか」ということだろう。なぜなら、各論点について自分なりの答えを導いた先に論文全体のリサーチ・クエスチョンに対する結論が見えてくるはずだからである。では、どのようにこの検討を行

うのか。租税法修士論文の場合、それは、それぞれの論点をめぐる研究者の見解を裁判例などの検討材料に照らして自分で検証することである。

例えば、条文の文言の解釈をめぐる論点があるとなれば、その文言の解釈について裁判所はどのような判断を示しているのかを、実際の裁判例を用いて分析すればよい。具体的な検証手段や検討材料の選択は、すぐれて専門的なマターとなるので、主査の租税法専門教員と相談しながら決めていけばよいだろう。いずれにしても、各論点に適した材料を用いて実際に自分で検証するというプロセスがこの段階である。

この段階は、「PC を購入する場合」の喩えで言えば、自分で店舗に足を運ぶなりして実際に実物を試してみるという段階に相当するだろう。たとえば、キーボードの使いやすさという論点について専門家によって評価が分かれる場合、専門家のレビューを読んでいるだけでは、実際にどうかの判断を下すことはできない。そのような場合、店舗に行くなりして実際の製品に触れて自分の手や眼で確かめる必要があるだろう。

この点は、修士論文においても同様である。ある条文の文言について複数の解釈が先行研究において存在する場合、どの解釈がもっとも妥当かを判断する指標の一つ（唯一ではない）は、裁判所がどのように解釈しているかであろう。研究者の解釈もそうした裁判例を踏まえて提示されているはずだが、それでも見解の相違があるのだとすれば、もととなっている裁判例に戻って自分の眼で直接吟味する以外にない。この「自分の眼で確かめる」、「自分で直接吟味する」というプロセスが「論点の検討」という段階である。

2-4. 【Ⅳ】 分析結果の総合と結論の導出

「論点の検討」段階で、裁判例などの検討材料を用いて各論点の検討を行なったら、ついに本論部における最後の段階である。すなわち、分析結果の総合とリサーチ・クエスチョンに対する最終的な結論を導出するプロセスである。ここで行うべきプロセスは、大きく2つに分けられる。

一つ目は、各論点について自分の見解を導くことである。【Ⅱ】の「先行研究の整理」で行なった各論点についての研究者の見解と、【Ⅲ】の「論点の検討」にて検討材料を用いて行なった検証とを突き合せて、どの見解がもっとも妥当なのかを論

ずることである。また、場合によっては、【I】の概要・沿革の部分で確認した制度の立法趣旨に照らすということも可能である。つまり、ここでは、【I】での立法趣旨や【III】での検証結果などここまでに出してきたあらゆる材料を総動員して、最終的に自分が採用する見解とその論理が裁判例や立法趣旨などといかに整合的なのか、自分が採用しない見解を前提するといかに矛盾や問題を生ずるのかを示さなければならない。これを各論点について行ない、自らが採用する見解を導き出すことが一つ目のプロセスである。

二つ目は、各論点について導き出した自分の見解を総合して、リサーチ・クエスチョンに対する最終的な自分の結論まで到達させることである。したがって、この段階を行う章（結論の章の直前の章であることが多いだろう）の小括部分は、実質的には最終的な結論が述べられているはずである。その次の結論の章は、本大学院のフォーマットに従えば、この結論の前の章までに到達した結論を、読者がそこだけ読んで大要を理解できるように再度整理して示すだけである。

「PCを購入する場合」の喩えでいえば、キーボードの使いやすさという論点について、自分が実際に店舗で試した結果に照らして、もっとも近いレビュー（先行研究の研究者の見解）を自分が採用する見解として導き出す段階である。これを各論点について行ない、すべての論点についての自分の見解をもっとも満たすような機種はどれかを検討し、リサーチ・クエスチョンに対する最終的な結論、すなわち、自分が購入すべき具体的な機種を導出するということである。

この段階で注意しなければならないのは、各論点についての自分の見解を「総合する」という部分である。決して「ここまでの検討結果を総合すると」という一言で片付けてはならない。これをしてしまうと、一気に論理的に飛躍することになってしまう。どのように総合するとリサーチ・クエスチョンに対する結論が導かれるのかという論理的な過程を、可能な限り分解して記述することが求められる。この具体的な方法は、それぞれ各々人のテーマと結論によって異なってくるので、ここで一般的方法論を述べることはできない。だが、少なくとも一つ言えることは、【II】の「先行研究の整理」において個々の論点の間の論理的関係まで含めて明確に整理されていれば、各論点につい

ての自分の見解が出た段階で、自ずと一つの結論に至る道筋が論理必然的に明確になるはずだということである。逆に言えば、このような道筋が見えるような論点整理をしてこそ、意味のある「先行研究の整理」ということになる。

2-5. まとめ

以上、本論部にはどのような要素が含まれるべきか、そしてそれらの要素は論文のなかでどのような役割をもっているのかということについて説明した。要約すると、以下のような要素が本論部には含まれるはずである。

【I】論文で取り上げる対象となる制度・規定の概要とその沿革

【II】先行研究の整理

- (1) リサーチ・クエスチョンに答えるために必要な論点の抽出
- (2) 各論点をめぐる研究者の見解の分類
- (3) 分類した各見解の根拠・論理の分析・整理

【III】論点の検討

【IV】分析結果の総合と結論の導出

- (1) 【II】で抽出した各論点についての自分の見解の導出
- (2) 各論点についての見解を総合し論文のリサーチ・クエスチョンに対する結論を導く

繰り返すようだが、ここで重要なのは、各要素が論文全体の中で果たす役割を理解することである。これを理解できないまま、ただ皆そのようにしているからといった理由でそれぞれの要素に対応した章を設けて執筆しても、たいていは要領を得ない文章の塊を生み出すだけである。

3. 「本論」部を構成するための出発点

次に、上述のような本論部の構成要素を、どのように自分の論文の構成として落とし込み、具体的なストーリーを組み立てていけばよいのだろうか。

論文の「本論」部の流れを決定づけるのは、【II】の先行研究の整理である。ここで、自分のテーマをめぐる過去の研究の論点をどのように自分なり

に整理するかによって、その後の論文のストーリー展開が見えてくる。

この【Ⅱ】の章の構成を見出す鍵は、じつは序論において明示している論文の〈目的〉⁶⁾にある。この論文の〈目的〉は、実質的には論文のリサーチ・クエスチョンを、形を変えて表現したものである。端的に言うと、【Ⅱ】の章の構想は、この論文の〈目的〉に注目することによって見えてくるのである。筆者がこれまで担当してきた修了生の修士論文を見渡すと、この論文の〈目的〉には、以下のようないくつかの典型的な類型があることがわかる。

- (1) ～の問題点を摘出すること（問題摘出型）
- (2) ～の要件（範囲）を明確化すること（要件・範囲等の明確化型）
- (3) ○○法◎条を～に適用することの妥当性を論証すること（適用妥当性の検討型）
- (4) ～の意義を明確にすること（規定・制度の意義明確化型）

この〈目的〉を出発点として、本論部のストーリーや構成を展開していくことができる。そこで、以下、この〈目的〉類型別に、どのように論文全体のストーリー（章構成）を組み立てればよいかを考えてみたい。

4. 類型別の本論部構成例

4-1. 問題摘出型

問題摘出型の〈目的〉は、「～の問題点を摘出することである」という型で表現される。この類型の派生型として、問題を摘出してさらに改善策まで提案しようとする〈目的〉（「～の問題点を摘出し、その改善策を提案すること」）も、この類型に含めることができるだろう。例えば、過去の修士論文では、「総合課税における不動産所得の問題点に関して見解を示すこと」といった〈目的〉がこの類型に該当する。

この類型の〈目的〉を掲げた論文では、対象となる制度等の問題点を摘出して結論として示すことが求められる。よって、先行研究の整理で行うべきことは、「これまでに過去の研究でどのような問題が指摘されているか」をまとめることである。

このことを手がかりに、本論部の各要素において行うべきことを考えると、次のようになる。

■各要素で行うべきこと

【Ⅰ】対象となる制度の概要やその変遷を整理して述べる。本稿 2-1 でも述べたように、まずは議論の土台として基礎的な事項を読者と共有することである。

【Ⅱ】前述の通り、ここでのテーマは「これまでに過去の研究でどのような問題が指摘されているか」という問いである。最終的に自らの見解として「これが問題点である」という結論を出すための第一歩は、これまでの先人が同じ対象についてどのような問題点を指摘しているのかを整理することである。もちろん、一部の研究者のみが指摘している問題点も有り得るが、それらも含めてここではピックアップしておく。

【Ⅲ】ここからは自分なりの検討である。【Ⅱ】でピックアップした先行研究において指摘されている問題点をそのまま自分の結論とするのでは論文とは言えない。なぜなら、それでは先行研究の受け売りに過ぎず、自分なりの吟味がないからである。したがって、ここで問わなければならないのは、「全部が全部、本当に問題だといえるのだろうか」という問いである。特に、一部の研究者のみが指摘している問題点は、偏った立場からの指摘である可能性もあるため、自分なりに吟味してみる必要がある。そのために、ここでは、裁判例などの材料を用いて自分の眼で吟味することで、先行研究で指摘された点が本当に問題点と言えるのか否か、もしそうであるとすれば、その問題は突き詰めたところどうい問題なのかを吟味することが求められる。

【Ⅳ】【Ⅲ】での吟味を経て、自らの結論として本当に問題であると言える点を絞り込む。また、改善策の提案まで目的に含んでいる場合は、さらに、①改善策についての先行研究を検討し、②最適な改善策とは何かを論証する必要がある。

以上のような各要素を、具体的な章構成に落とし込むと、次のような章立てが考えられる。

第 1 章 序論

第 2 章 制度の沿革・概要【Ⅰ】

第 3 章 先行研究の整理【Ⅱ】

第 1 節 問題点の抽出

第 2 節 問題点①

第 3 節 問題点②

第 4 節 問題点③

・・・

第〇節 小括

第 4 章 問題点①の検討【Ⅲ】【Ⅳ】

第 5 章 問題点②の検討【Ⅲ】【Ⅳ】

第 6 章 問題点③の検討【Ⅲ】【Ⅳ】

(第 7 章) 問題点に対する改善策の検討【Ⅳ】

第 7 (8) 章 結論

第 2 章では、論文の対象として取り上げる制度の概要と(必要に応じて)沿革をまとめる。(場合によっては、一つの章ではなく、概要の章と沿革の章にそれぞれ分けることも有り得るが、便宜上ここでは一つの章とする。(以降の類型についても同様。))

第 3 章は、要素【Ⅱ】の内容である。具体的には、まず冒頭の第 1 節で、網羅的で主要な先行研究文献に依拠しながら、俯瞰的にどのような問題点が指摘されているのかをピックアップする。その上で、主要な問題点に含められる個別問題点などを整理した上で、主たる問題点を抽出する。第 2 節以降では、第 1 節で抽出した各論点について、どのような議論がなされているのか、第 1 節で触れなかった研究者の文献も織り込みながら、各研究者の見解を整理して述べる。

第 4 章以降は、第 3 章で抽出・整理した問題点ごとに一章を充て、それぞれの問題点が本当に問題点と言えるのかどうか、裁判例などの検討材料を用いながら吟味する。改善策の検討まで目的に含めている場合、この部分では問題点の検討のみではなく、それを踏まえての改善策の検討と導出まで行うことになる。構成としては、各章での問題点の検討以降の後半部分、あるいは第 6 章の後にもう一つ改善策の検討の章を設けるといった方法が考えられるだろう。

最後に構成上のテクニックを一つ挙げるとすれば、これまでの研究者が提案してきた改善策(つまり、改善策に関する先行研究)は、【Ⅱ】の第 3 章には入れず【Ⅳ】で問題点を確定させた後に登場させた方が話の展開をスムーズにできる。問題点はまだ確定していない【Ⅱ】の段階は、(話の流れとしては)それに対する改善策を提案するとい

う展開になるかどうかもわからない段階のはずである。そこで改善策にまで触れてしまうと、筆者がその問題点を本当の問題点であると考えていることが読者にネタバレしてしまう。そのことが言えるのは、本来は【Ⅲ】の段階での検討を経た後のはずである。また、このような構成は、話の展開の仕方としても難しくなるのではないかと思われる。

4-2. 要件・範囲等の明確化型

「要件・範囲等の明確化型」の〈目的〉は、「～の要件(範囲)を明確化すること」という形で表現される。ある規定に該当するための要件は何か、あるいは、その規定の適用対象に該当するのはどのような範囲のものなのかといった問題をリサーチ・クエスチョンとする。筆者が過去に担当した修士論文では、例えば、「役員退職給与の損金算入の要件を明らかにすること」、「事業所得の必要経費の範囲に関し、一定の見解を示すこと」といった〈目的〉がこれに該当する。

この類型の〈目的〉を掲げる論文の場合にまず行うべきことは、先行研究において多くの研究者の議論が集中しているポイント(論点)を探ることである。なぜなら、同じ問題に取り組んでいる研究者の多くがある一定のポイントについて論じているということは、その規定の適用要件なり範囲を明らかにするためには避けて通れない論点だからである。よって、まずはこのような必須論点を見出す必要がある。その上で、各論点について議論している論者たちの見解を詳細に読んで(精読して)根拠を分析し、各見解のロジックを整理することが次のステップとなる。このような分析の果てに、各論点の関係が整理されて、どのような順序で論点を解決していくべきなのかといった、最終的な結論に至るまでの道筋も見えてくるはずである。(逆にそれが見えてこない場合、先行研究の整理の仕方の問題がある可能性がある。)

以上のような手がかりを念頭に、この類型の本論部の各要素の内容を考えると、おおよそ次のようになると思われる。

■各要素で行うべきこと

【Ⅰ】対象となる制度の概要や制度変遷を整理して述べる。

【Ⅱ】範囲や要件を規定している条文についての

先行研究をよく読み込み、研究者によって異なった解釈が存在していて議論となっている部分を論点として抽出する。その上で、各論点について、先行研究ではどのような解釈が主張されているのかを分類し、それぞれの解釈がどのような根拠に支えられているのかを整理する。

【Ⅲ】【Ⅱ】で抽出した論点それぞれについて、裁判所はどのような判断をどのような論理で示しているのかという観点から、裁判例を分析・整理する。ここで重要なのは、【Ⅱ】で抽出した論点について、その裁判の当事者たちと各審級の裁判所がどのような見解を示しているのかに注目して分析・整理することである。比喩的に言えば、裁判例における各プレイヤーの見解を、【Ⅱ】で抽出した論点によって「串刺し」にするのがこの【Ⅲ】での目的である。

【Ⅳ】この段階では、まず【Ⅱ】で整理した各論点をめぐる学説のうち、どの説がもっとも合理的なのか、【Ⅲ】における裁判例の分析結果を踏まえて論点ごとに検討して自分なりの答えを出すことが求められる。その上で、各論点についての自分の答えを総合して、論文の〈目的〉、つまりリサーチ・クエスチョンに対する最終的な結論を導く。本稿 2. でも述べたように、この「総合」の論理的な過程を順序立てて論理飛躍なく説明することが重要である。

以上のような各要素を具体的な論文構成に落とし込むと、例えばこのようになるだろう。

■章構成の例

第 1 章 序論

第 2 章 制度の概要・沿革【Ⅰ】

第 3 章 先行研究における論点整理【Ⅱ】

第 1 節 論点の抽出

第 2 節 論点①をめぐる学説の整理

第 3 節 論点②をめぐる学説の整理

第 4 節 論点③をめぐる学説の整理

第 5 節 小括

第 4 章 裁判例の検討【Ⅲ】

第 5 章 範囲(要件)明確化のための検討【Ⅳ】

第 1 節 論点①の検討

第 2 節 論点②の検討

第 3 節 論点③の検討

第 4 節 小括

第 6 章 結論

第 2 章では、まず取り上げる対象となる制度や規定の概要・沿革を整理・確認する。第 3 章では、前述した通り、先行研究をサーベイすることによって(1)要件や範囲を明確化するために必須の論点を抽出する、(2)抽出した論点についての研究者の見解とその論理を整理する、という作業を行う。第 4 章では、第 3 章で見出した論点を念頭に裁判例を分析する。第 5 章では、(1)各論点をめぐる学説のうちもっとも妥当な見解を、裁判例に照らして検討・導出する、(2)各論点での結論を踏まえて、論文全体のリサーチ・クエスチョンに対する結論にまで到達する、というプロセスを説明することになる。この章の検討は、論点を一つずつ解決していくごとに、1 ステップ 1 ステップ、論理的に結論に近づいていくプロセスを読者に示すことになるはずである。

4-3. 法律の適用妥当性検討型

「法律の適用妥当性検討型」論文の〈目的〉は、「○○法◎条を～に適用することの妥当性を論証すること」という形で表現される。これは、典型的には、ある対象への課税が妥当か否かという問題に自分なりの答えを示すというタイプの論文である。過去の修了生論文の例を挙げれば、「財産分与を中心とした所得税法 60 条の適用対象を整理し、財産分与に対する同法の適用可能性を論証すること」といったものが挙げられる。

このタイプの〈目的〉の場合、本論部の各要素で行うべきことは、以下のような内容となるだろう。

■各要素で行うべきこと

【Ⅰ】対象となる制度の概要や制度変遷を整理して述べる。

【Ⅱ】ある対象に法律を適用することの妥当性を問うこのタイプの論文の場合、結論の選択肢は基本的に Yes (妥当である) か No (妥当ではない) かの 2 択である。そして、この部分で行うべきことは、以下の 2 段階である。

第一に、適用を是とする立場と非とする立場がそれぞれどのような論理的ステップを踏んでその結論に到達しているのか、それぞれの論理を分析することである。多くの論者が論じているとしても、たいていの場合、結論に至る論理

的プロセスはある程度共通しているはずである。したがって、適用肯定論・否定論それぞれの立場の典型的なロジックのパターンを見出すことが求められる。(テーマによっては、結論は同じでも、そこに至るロジックがかなり異なるという場合も有り得る。その場合は、それぞれ分類して整理する。)

第二に、肯定・否定両論のロジックをよく比較して、両者の見解が異なるポイントをピックアップする。このポイントがこのリサーチ・クエスチョンを論じていくための論点ということになる。その上で、この論点をめぐる肯定論と否定論の見解を整理する。

【Ⅲ】【Ⅱ】でピックアップした論点を念頭に置きながら、裁判例における原告・被告・各審級の裁判所の結論とその論理を分析・整理する。

【Ⅳ】【Ⅱ】でピックアップした論点ごとに、【Ⅲ】で検討した裁判例における裁判所の判断に照らして、それぞれの論点において適用肯定論と否定論のどちらの見解が妥当なのか 軍配をあげる。その上で、各論点についての検討結果を踏まえて、肯定論か否定論かについて、自分なりの結論を導く。

以上の各要素の内容から、例えば、以下のような章構成が考えられる。

■章構成の例

第1章 序論

第2章 制度の概要・沿革【Ⅰ】

第3章 先行研究における論点整理【Ⅱ】

第1節 妥当性の是非をめぐる議論

第2節 論点①

第3節 論点②

第4節 論点③

第5節 小括

第4章 裁判例の検討【Ⅲ】

第5章 適用妥当性の検討【Ⅳ】

第1節 論点①の検討

第2節 論点②の検討

第3節 論点③の検討

第4節 小括

第6章 結論

第2章で取り上げる制度・規定の概要や沿革を

確認した後(【Ⅰ】)、第3章では、まず第1節で、適用妥当性をめぐる議論全体を概観する。そのなかで、適用肯定論・否定論の間の論点(見解が異なるポイント)をピックアップする。第2節以降は、論点ごとに、肯定論と否定論の見解を整理する(【Ⅱ】)。

第4章では、第3章での論点整理によって出てきた論点によって、裁判例を「串刺し」にし、各論点について、各当事者と各審級での判決がどのような立場を示しているのかを分析する(【Ⅲ】)。

最後に、第5章では、各論点について、裁判例の分析結果を参照しながら自分なりの見解を導き、最終的に論文全体の〈目的〉に対する自らの結論を導く(【Ⅳ】)。この類型の場合も、前述の「要件・範囲等の明確化型」と同様に、論点を一つ一つ解決していったすべての論点が解決した時点で、自ずと結論(適用は妥当である/妥当ではない)に到達しているはずである。

4-4. 規定・制度の意義明確化型

「規定・制度の意義明確化型」論文の〈目的〉は、典型的には「(規定・制度)の意義を明らかにすること」という形で表現される。このタイプの〈目的〉を掲げる論文の意図は、いたずらに批判的な角度から対象を論じるよりも、「その制度・規定がなぜ存在しているのか」「その制度・規定はどのような役割をもっているのか」といった問題意識から、その対象を徹底的に深掘りして理解することに重きをおくことにある。このようなタイプの〈目的〉を掲げる論文は、税理士を目指す院生が租税法修士論文の執筆によって獲得することを期待される能力⁶⁾を示す上では堅実な類型であるといえる。

このタイプの〈目的〉の場合、各要素は以下のような内容となると思われる。

■各要素で行うべきこと

【Ⅰ】この類型でも、まずは対象となる制度なり規定の概要や沿革といった基本事項を確認することが第一歩となるだろう。

【Ⅱ】規定や制度の「意義」を明確化することが〈目的〉なので、ここでは、論文の対象の意義をめぐる先行研究を整理することが求められる。対象を深掘りして理解しようとする場合、研究者の見解が概ね一致している点は問題となりづ

らいが、研究者によって疑問が呈されていたり、解釈に異論があったりするようなポイントは、吟味して自分なりに明確にする必要がある（そうしないと意義を明確にすることができない）。よって、この〈目的〉類型での先行研究の整理は、その制度なり規定を理解する上で避けることができない疑問点を拾うことが重要となるだろう。この整理によって出てきた疑問点が論点ということになる。他の類型の場合のように、声高に論文の対象に関する問題点を抽出するという形は取らないものの、意義を明確にする上で障害となるポイントという形で、先行論者の批判的な議論を取り込むのである。

ここで整理のコツを一つ挙げるとすれば、整理するための単位を、対象となる制度なり規定を構成する事項ごとにするということである。上述の他の類型では、先行研究を整理するために、先行研究で議論が集中する論点をまずは抽出して、その論点ごとに論者の見解を整理することが基本的な手順であった。だが、この類型でそのような手法を取ると、対象へのアプローチの否定的な度合いが増し、結局「問題摘出型」と区別がつかなくなる。よって、この類型では、例えば対象となる規定の項ごとや文言ごとというように、対象を構成する事項ごとにしたほうが「意義を明確にする」という〈目的〉にふさわしい形になりやすいだろう。

【Ⅲ】ここでは、裁判例などの検討材料を使って、【Ⅱ】で整理しておいた論点についての検討を行う。

【Ⅳ】最後に、【Ⅱ】で整理した論点について、【Ⅲ】での検討を踏まえて自分なりの解を示す。これによって、対象とした制度・規定の意義をより明確にし、結論として示す。

■章構成の例

第1章 序論

第2章 概要・沿革【Ⅰ】

第3章 先行研究の整理【Ⅱ】

第1節 ◎◎条第1項に関する先行研究

第2節 ◎◎条第2項に関する先行研究

第3節 ◎◎条第3項に関する先行研究

第4節 小括（論点のまとめ）

第4章 ◎◎条第1項の検討【Ⅲ】・【Ⅳ】

第5章 ◎◎条第2項の検討【Ⅲ】・【Ⅳ】

第6章 ◎◎条第3項の検討【Ⅲ】・【Ⅳ】

第7章 結論

第2章では、取り上げようとする制度なり規定の概要や沿革を確認する（【Ⅰ】）。第3章では、対象を構成する事項ごとに、それについての先行研究を整理し、疑問が呈されているポイントを洗い出す（上の構成例は、ある一つの規定を対象とする〈目的〉の場合）（【Ⅱ】）。第4章以降では、第3章で整理した事項ごとに章を立て、裁判例などの検討材料の吟味を通して、その項目に関して整理しておいた論点を潰していく（【Ⅲ】・【Ⅳ】）。すべての事項に関する論点を潰し終われば、それでその対象の「意義を明確にする」という〈目的〉は一定程度遂行されたことになる。

4-5. まとめ — 在院生・入学を予定している方への注意事項

以上、論文の基本要素を織り込みながらどのように章構成をすればよいのかを、論文の〈目的〉類型別に考えた。最後に、この〈目的〉類型と本論の構成例について、いくつか銘記しておきたい注意事項がある。

まず、本稿で示した〈目的〉の類型分類は、本大学院の修了生論文のすべての〈目的〉のタイプを網羅するものではなく、典型的なものに過ぎない。基本は、本稿2.で示した本論部の基本要素とその役割をよく理解して、自らの論文の〈目的〉の場合にはどのように構成するとよいかを柔軟に考えることにある。加えて、プレ序論クラスや序論クラスで〈目的〉を設定している段階では、この〈目的〉類型は参照しないほうがよい。自分の論文の〈目的〉を設定するに際しては、自らの問題意識にもっとも忠実な〈目的〉を設定することが大原則である。仮にこの類型に自分の問題意識を当てはめて〈目的〉を設定することがあったとすれば、それは本末転倒である。

次に確認しておきたいことは、自分の論文に本稿で示した構成例を機械的に当てはめれば本論部を構成できるものではないということである。本稿で示した〈目的〉の類型とそれをもとにした本論の構成例は意図的に抽象化されたものであり、原型（プロトタイプ）に過ぎない。論文の構成はあくまでもその筆者の問題意識とその問題についての思考から発するものであり、論文が100本あ

れば100通りの構成がある。よって、修士生の修士論文をみても、そっくりそのまま本稿で示された構成例通りの論文はほぼないはずである。

したがって、修士論文の作成にあたっては、あくまでも租税法専門の主査教員や構成担当教員との議論を通して、自らのリサーチ・クエスチョン、論文の〈目的〉に最適なオリジナルの構成を彫琢しなければならない⁽⁷⁾。このため、本稿では、敢えて実際の論文テーマに即した具体例を使用することは避けた。これは、具体例を示すことによってそのテーマに取り組もうとする院生に予断を与えないためであるし、租税法の専門家ではない筆者自身の能力を超えるためでもある。

最後に確認しておきたいのは、本稿でこのような〈目的〉の類型別の本論構成例を示した筆者の意図である。それは、あくまでも、本論部を構成するためのヒントは論文の〈目的〉にあり、これを出発点とすることによって論文全体のストーリーと章構成を自分なりに展開できることを示すことにある。決して、ここで示した類型と構成例を安易に適用すれば「本論」部が書けるということ言うためではない。「本論」部を構成する各要素が論文全体のなかでどのような役割を担っているのかをよく理解し、自らの論文で掲げる〈目的〉の場合はそれぞれの要素に見合った内容がどのようなものになるのかを、整理しながら熟考することが重要である。そうすれば、本論部のストーリーと構成は自ずと見えてくるはずである。

5. 結びにかえて

本稿の内容は、主にマクロな視点からどのよう

に本論部を構築していくかを説明するものであった。よって、本論部の構成例として示したのは原則として章レベルにとどまり、節や項などをどのように配列し文章を紡いでいくかというマイクロレベルでの構成方法論には踏み込めなかった。この部分は、各自のテーマや論文のストーリー展開に依存する部分が多い。

その上で、マイクロレベルでの論文執筆の方法論を学びたいければ、「はじめに」でも挙げた木下(1994, 180-192)や戸田山(2012)の第7章、あるいは、佐渡島・吉野(2008, 32-35)などを読んでみるとよいだろう。これらの書籍に共通するのは、英語圏などで広く普及しているパラグラフ・ライティングという方法論を採り入れていることである。この方法論は、近年は日本でも初年次教育課程などで採り入れる大学が増えてきているようである。この考え方を知ると、学術論文の文章は、気の向くまま何となく書き連ねていけば出来上がるものではないことがよくわかるだろう⁽⁸⁾。

上述のような限界はあるが、本稿が本大学院における租税法修士論文の本論部を構成するにあたっての一助となれば幸いである。

*本稿において本大学院修士生の修士論文における論文の〈目的〉を例として使用するにあたり、本大学院修士生である尾崎高一郎氏、鹿内麗子氏、西川尚道氏、平本和枝氏(五十音順)に寛大な引用許可を得た。また、本稿のドラフトについて、本大学院の慶松勝太郎先生、伊東博之先生、山本宣明先生に貴重なご教示を賜った。すべての方々に謝意を表したい。ただし、言うまでもなく本稿の内容に関する責任はすべて筆者が負っている。

(注記)

- (1) テーマ設定と序論の執筆を中心とする「プレ序論クラス」(第1期)、序論の完成と本論部分の執筆開始を目指す「序論・本論クラス」(第2期)、本論部の執筆と結論の骨子の錬成を目指す「プレ結論・本論クラス」(第3期)、そして論文の完成・提出を目指す「完成クラス」(第4期)で構成されている。
- (2) 本大学院における租税法修士論文指導の実態については、修士生の参加を得て開催した座談会の内容をまとめた記事(慶松, 2013)を参照。

- (3) この点については、(慶松, 2014)においても、本論部の構成指導をどのように行うかが焦点となっていることが論じられている。
- (4) 山本(2012, 198)は、(川崎, 2010)を踏まえて、修士論文が備えるべき要素として、①目的、②中心命題、③リサーチ・クエスチョン、④リサーチ・デザインの4つを挙げている。この区分けは、序論をも含めた抽象度のより高い次元での区分けと理解することができる。これに対して、ここで筆者が示している区分は、論

文の本論部の章単位の内容を意識した区分であると位置づけられるだろう。

また、(山本, 2012, 206) では、章構成のモデルが示されている。ここでは、第 2 章の「先行研究の検討」に筆者の区分けで言う【I】と【II】が含まれることになっている。だが、現在の修了生の修士論文における章構成からすると、「制度の概要・沿革」と「先行研究の検討」は、それぞれ独立した章となっている例が大部分と思われるので、本稿では分けることにした。山本のモデルにおけるそれ以外の章構成については、表現こそ異なるものの、概ね本稿での枠組みと重なるものと思われる。

- (5) 本大学院では、租税法修士論文指導体制の立ち上げを主導した慶松勝太郎先生の発案により、序論の冒頭で「論文の対象」と「論文の目的」を明記することを序論の決まり事としている。一般的な学術論文でここまで明記することは珍しいが、筆者は、本大学院での修士論文指導ではこの決まり事はいくつかのメリットがあると考えている。一つは、本稿で論じているように、論文全体のストーリーを構成するための起点とすることができるということである。もう一つは、個々の院生が複数の教員の指導を受けるといふ本大学院の指導体制において、各院生が論文で何を目指そうとしているのかについて、院生と複数の担当教員の間で即座に明確な共通認識を形成できることが挙げられることである。
- (6) この点については、(山本, 2012, 202) を参照のこと。
- (7) この彫琢のプロセスについては、慶松 (2014, pp. 81-83) において筆者なりの実践の一端に触れている。筆者のこれまでの指導経験でも、マイルストーン管理第 3 段階であるプレ結論・本論クラスの 1 セメスターの大部分が、先行研究の整理の章を中心とした論文構成の練り上げに

費やされる場合が多い。この段階では、事前に院生から提出されたドラフトをもとに、書くべき内容をどのように論文構成に落とし込むかについて、構成担当教員である筆者は個々の院生と頭をひねっている。

- (8) 特に戸田山 (2012) は、パラグラフの軸となる一文 (トピック・センテンス) からパラグラフを形成し、それらパラグラフを連ねて論文の文章を作り上げていくプロセスをかなり詳細に説明しているという点で、お勧めである。

(参考文献)

- 泉忠司, 2009 『90 分でわかる! 論文&レポートの書き方』青春出版社。
- 小田中章浩, 2002 『文章の設計図を用いた「読ませる」小論文の作成技法』丸善。
- 川崎剛, 2010 『社会科学系のための優秀論文作成術』勁草書房。
- 木下是雄, 1994 『レポートの組み立て方』ちくま学芸文庫。
- 慶松勝太郎・他, 2013 「LEC 会計大学院修士論文の軌跡と論文作成の意義—税理士試験税法一部科目免除認定修了生による座談会—」『LEC 会計大学院紀要』第 11 号, pp. 25-40。
- 慶松勝太郎・他, 2014 「税法修士論文指導の一層の進化を目指して」『LEC 会計大学院紀要』第 12 号, pp. 73-87。
- 佐渡島紗織・吉野亜矢子, 2008 『これから研究を書くひとのためのガイドブック』ひつじ書房。
- 戸田山和久, 2012 『新版 論文の教室—レポートから卒論まで』NHK 出版。
- 山本宣明, 2012 「税法修士論文の在り方—修士論文作成のマイルストーン管理 (その 2) に代えて」『LEC 会計大学院紀要』第 10 号, pp. 197-219。